

15 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 かご漁業のうち、沖合かにかご漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
かご漁業（沖合かにかご漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数
総トン数 100 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数
申請のあった推進機関の馬力数以下
- (4) 操業区域
水深 500 メートル以深の福島県海面
- (5) 漁業時期
毎年 12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第 13 条により次の条件を付する。

- (1) 船舶に水深 500 メートル以深の測深可能な魚群探知機、無線電信又は無線電話の設備を有しなければならない。
- (2) 底びき網漁業との漁場競合を避けるため、努めて底びき網漁業の曳網しない海域又は岩礁海域で操業しなければならない。
- (3) 海中に敷設するかごの数は、400 個を超えてはならない。
- (4) 雌かにを採捕した場合は、直ちに海中に投棄しなければならない。
- (5) 甲幅 10 センチメートル以下（毛がには 7 センチメートル以下）のかには、採捕してはならない。
- (6) 雌かに又は甲幅 10 センチメートル以下（毛がには 7 センチメートル以下）が全漁獲匹数の 1/10 を超えたときは、直ちに漁場を変更しなければならない。

- (7) かごを用いてべにずわいがにを採捕する場合には、かご網の網目の内径の長さは15センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の各網目の対角線のうちかご枠底縁により並行となるものの長さの平均値（当該対角線の長さの総和を当該網目数で除して得た数値をいう。以下同じ。）及び当該網目の当該対角線以外の対角線の長さの平均値はいずれも10センチメートル以上でなければならない。
- (8) 競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

（許可等をしない場合）

第4 次の各号の一に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

- (1) 同一の者より2隻以上の申請があったとき。
- (2) 福島県に住所を有しない者の所有する船舶を使用する申請があったとき。
- (3) 規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があったとき。
ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあった日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。
- 2 かご漁業のうち沖合かにかご漁業の許可等に関する取扱方針（平成8年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は令和3年10月12日から施行する。

附 則

この方針は令和5年5月16日から施行する。